

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 1 日

玉川村長 石森 春男

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

玉川地区（山小屋を除く）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営対数

法人	2 経営体
個人	8 経営体
集落営農（任意組織）	組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するために利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・6次産業化を進め、地域資源を活用した高付加価値の産品開発を目指す。
- ・水稻収穫作業の受託を進めるとともに、担い手への農地集積を進め、作業の効率化と高品位の米作りに努め、農業所得の向上を図る。
- ・新規就農者の確保、並びに法人にあっては新規雇用にも努め、地域における担い手の育成を図る。